

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の 施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表中	教育委員会	委員長	月額 212,000	を	教育委員
		委員	月額 180,000		
会の委員		月額 180,000	に改める。		

(沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第2条 沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和47年沖縄県条例第44号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄県教育委員会教育長の勤務時間、休日及び休暇並びに職務に専念する義務の特例に関する条例

第1条中「この条例は」の次に「、沖縄県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の勤務時間、休日及び休暇に関して必要な事項を定めるほか」を加え、「教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項」に、「給与、勤務時間その他の勤務条件」を「職務に専念する義務の特例」に改める。

第2条から第7条までを削る。

第8条の見出し中「その他の勤務条件」を「、休日及び休暇」に改め、同条中「その他の勤務条件」を「、休日及び休暇」に、「一般職の」を「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の適用を受ける」に改め、同

条に後段として、次のように加える。

この場合において、同条例中「任命権者」とあるのは「教育委員会」とする。

第8条を第2条とし、同条の次に次の1条を加える。

(職務専念義務の特例)

第3条 教育長の職務に専念する義務の特例については、沖縄県職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和47年沖縄県条例第6号)の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例中「任命権者」とあるのは「教育委員会」とする。

(沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和47年沖縄県条例第96号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、常勤の人事委員会の委員、常勤の監査委員、公営企業の管理者及び病院事業の管理者」を「、公営企業の管理者及び病院事業の管理者並びに教育委員会の教育長、常勤の人事委員会の委員及び常勤の監査委員」に改める。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会の教育長にあつては、沖縄県職員の給与に関する条例(昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。)の規定の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により計算する。

第7条中「沖縄県職員の給与に関する条例(昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。)の規定の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)」を「一般職の職員」に改める。

第8条第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 教育委員会の教育長 100分の30

第8条第2項中「当該月数が48月を超える場合にあつては、48月」の次に「。ただし、教育委員会の教育長にあつては、36月を超える場合は、36月」を加える。

別表第1病院事業の管理者の項の次に次のように加える。

教育委員会の教育長	720,000
-----------	---------

(沖縄県教育委員会の委員の定数を定める条例の一部改正)

第4条 沖縄県教育委員会の委員の定数を定める条例（平成13年沖縄県条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄県教育委員会組織条例

本則中「の委員の定数は、6人とする」を「は、教育長及び5人の委員をもって組織する」に改める。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の規定に基づく沖縄県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部改正）

第5条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の規定に基づく沖縄県教育委員会の職務権限の特例に関する条例（平成23年沖縄県条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名中「第24条の2」を「第23条」に改める。

本則中「第24条の2第1項」を「第23条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職するものとする場合においては、同項に規定する期間中に限り、第1条の規定による改正後の沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定、第2条の規定による改正後の沖縄県教育委員会教育長の勤務時間、休日及び休暇並びに職務に専念する義務の特例に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例第1条、第6条から第8条まで及び別表第1の規定並びに第4条の規定による改正後の沖縄県教育委員会組織条例の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定、第2条の規定による改正前の沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定、第3条の規定による改正前の沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例第1条、第6条から第8条まで及び別表第1の規定及び第4条の規定による改正前の沖縄県教育委員会の委員の定数を定める条例の規定は、なおその効力を

有する。

平成27年2月19日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されることに伴い、関係条例の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。